

AI利活用における民事責任の 解釈適用に関する手引き 概要資料

令和8年4月

商務情報政策局

情報経済課／情報産業課AI産業戦略室

1. 本手引きの目的及び検討対象

2. AIの類型に応じた責任判断の方向性
3. 各想定事例における責任判断の考え方
4. 立証や手続に関する論点

本手引きの目的及び検討対象

- 本手引きは、現行法や裁判例に基づいて、AI利活用における民事責任の考え方の整理を行ったもの。
- AIの利用形態を類型別に整理し、複数の想定事例を取り上げて、責任評価の方向性を提示した。

背景及び目的

背景

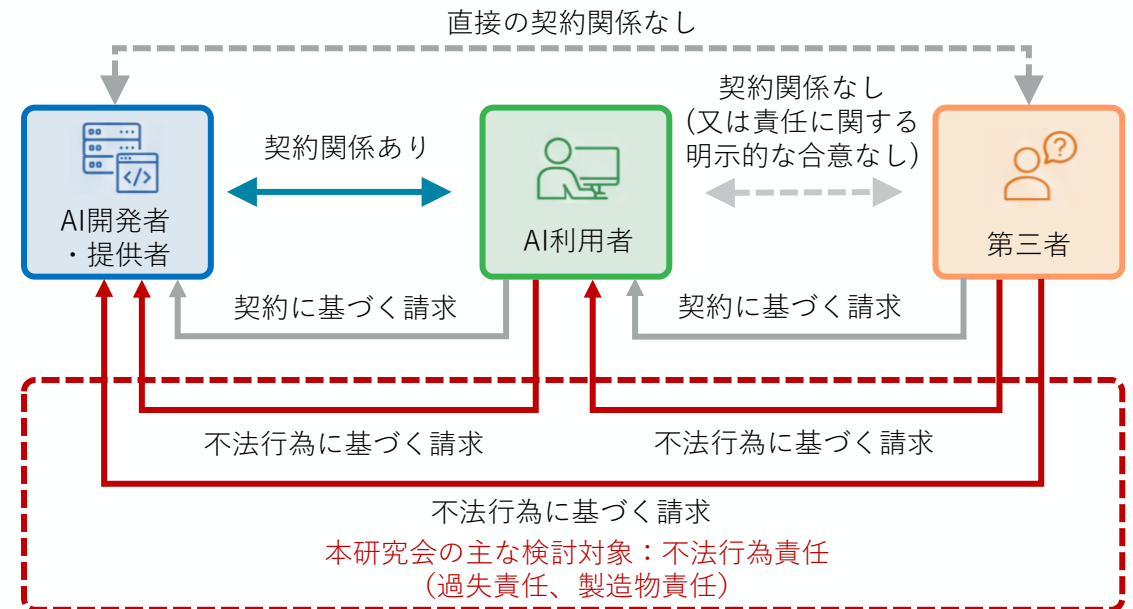
AIやデータの高度利用によりフィジカル空間への作用が増大する中、損害発生時の民事責任について、裁判例の蓄積や統一の見解が乏しく、責任の所在の不明瞭さがAIの社会実装を躊躇させる一因となっている。

目的

AIを用いたサービスやシステムが事故に寄与した基本的な想定事例を題材に、既存の民事責任ルールに基づく解釈適用の方向性を示す。これにより、AIの開発・提供・利用に関わる当事者の予測可能性を高め、AI利活用の推進及び損害発生時の円滑な解決に資することを目的とする。

本手引きの検討対象

本手引きでは、AIの利活用に伴い「**第三者に損害が生じた事例**」を対象とする。契約等の明確なルールが及ばない状況下で適用されるデフォルト・ルールとして、不法行為責任（一般不法行為・製造物責任等）を中心的な検討対象とした。



1. 本手引きの目的及び検討対象
2. **AIの類型に応じた責任判断の方向性**
3. 各想定事例における責任判断の考え方
4. 立証や手続に関する論点

AIの類型に応じた責任判断の方向性

- 本手引きでは、AIの利用形態を以下の2類型に分類したうえで、各主体の責任についての基本的な考え方を整理した。

	補助／支援型AI	依拠／代替型AI
該当性	<p>判断の補助ないし支援としてのみ用いられ、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定される類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助／支援型AIとしてのみ用いるべき場合 <ol style="list-style-type: none"> ① AIの機能や利用場面を踏まえると人の判断を代わりに行っているとはいえないケース ② 規制法上の理由により人の最終的な判断が要求されるケース ③ AIの出力内容が潜在的に第三者の権利を侵害するリスクを内包しており、この点について人の評価や検証が必要なケース 	<p>人の判断や行動を代替する前提で提供され、AIの出力に依拠しながら用いることが予定される類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 依拠／代替型AIに該当するための要件 <ol style="list-style-type: none"> a. 人の判断・行動を介在させることでは実現困難な効用が見込まれること（必要性） b. 一定の精度や安全性を備えること（精度及び安全性） →同種業務における通常人の作業水準と比較して同等以上の精度や安全性※を備えている場合、AIの判断を尊重しながら用いることの合理性が認められる。

基本的な考え方	AI利用者の責任	<ul style="list-style-type: none"> □ AIの利用有無によって注意義務の水準は左右されず、個々の状況下で適切な判断や行動を行うことが求められる*。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 注意義務の対象は、適切な判断や行動を行うことからAIシステムを適正に用いるための体制構築及びその運用へと転換。
	AI開発者・提供者の責任	<ul style="list-style-type: none"> □ AIの出力の適切性はAI利用者が判断することが前提となるが、AIの性能限界や重要なリスク等についての説明や、AI利用者による予見・対処が容易でないリスクについて一定の設計上の措置が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 上記の安全性を発揮・維持するため合理的に可能な設計上の措置や、リスクコントロールの上で重要な情報を分析しAI利用者への情報提供を行う等の説明上の措置が求められる。

* 個々の局面において求められる注意義務の水準は、その行為から生ずる危険の大小、被侵害利益の軽重、その職業・地位に置かれた通常の注意力等に基づいて決定される。

1. 本手引きの目的及び検討対象
2. AIの類型に応じた責任判断の方向性
- 3. 各想定事例における責任判断の考え方**
4. 立証や手続に関する論点

本手引きにおける想定事例一覧

	AI用途		事例の概要
想定事例 1	配送ルート最適化AI		ドライバーがAIの提示した悪路ルートに従って走行し、脱輪事故が発生した事例
想定事例 2	弁護士業務支援AI		専門家である弁護士が、AIの出力した架空の裁判例に依拠して敗訴した事例
想定事例 3	画像生成AI		生成AIにより出力された著名人に酷似する画像を利用した事例
想定事例 4	取引審査AI		入居審査AIに特定の属性を不利に扱うバイアスが含まれていた事例
想定事例 5	外観検査AI		高精度な検品AIが異物を見落とした結果、消費者が負傷した事例
想定事例 6	自律走行ロボット (AMR) ※ Autonomous Mobile Robot		倉庫内の自律走行ロボットが衝突等の事故を起こした事例
想定事例 7	補論 - AIエージェント		カスタマーサポート用AIが外部情報を自律的に検索して顧客に誤回答を行った事例

本手引きにおける想定事例の比較 — 補助／支援型AI

AI利用者の責任

- AI利用者の職業・地位等に応じ、本来負うべき注意の下でAIを用いること

AI開発者・提供者の責任

- 責任の中心は、AIの機能や性能の限界、使用方法、重要なリスク等に関し明確な説明を行うこと
- 一定の場合、AI利用者による予見・対処が必ずしも容易でないリスクについての措置が求められ得る

想定事例1 配送ルート 最適化AI

【具体例】

- ドライバーとして求められる運転上の安全確保のためAIの出力の適切性を検討すること

【具体例】

- AIの機能・特性や、最終的な道路の安全性確認はドライバーが行うべきことの説明

想定事例2 弁護士業務 支援AI

【具体例】

- 弁護士として求められる裁判例等の調査義務の下、AIの出力の適切性を検討すること

【具体例】

- 各主体が提供するサービスに関する機能・性能、使用方法、重要なリスク等の説明

想定事例3 画像生成AI

【具体例】

- 第三者のパブリシティ権を侵害する内容の商品広告等を行わないこと

AI開発者の説明上の措置によっても適切な利用が行われていないと認められる場合

【具体例】

- 機能・性能、パブリシティ権の侵害リスク等の説明
- 類似物が生成される可能性を低減するための一定の権利侵害防止措置

想定事例4 取引審査AI

【具体例】

- 差別的な取引審査を行わないこと

個々の出力からバイアスを特定し対処することは困難

【具体例】

- 機能・性能、バイアスに関するリスク等の説明
- 評価要素の重み付けの見直し等、バイアスが審査結果に影響を与えることを抑制する措置

- AIの出力の適否は、AI利用者が本来負うべき注意義務の下で検討することが予定される

- AI開発者・提供者の責任は専ら説明責任に留まる

- AI利用者が本来負う注意義務の下で適切に用いるべき点は同様

- AI利用者における予見・対処が困難なリスクについて、例外的にAI開発者・提供者による一定の権利侵害防止措置が求められ得る

本手引きにおける想定事例の比較 — 依拠／代替型AI・AIエージェント

従来の人の作業に
求められてきた注意
義務の水準

想定事例5 外観検査AI

同種作業で通常発見
可能な異物の大部分
を発見する義務

想定事例6 自律走行 ロボット (AMR)

従業員の生命や身体
を保護する安全配慮
義務

【補論 (※2)】

想定事例7 AIエージェント (カスタマーサ ポート)

消費者の重要な利益
に関わる商品説明に
おいて適切な説明を
行う義務

AI利用者の責任

- AIを組み入れた業務プロセスの適正な構築
- リスクを可能な限り低減しながらの運用

【具体例 (※1)】

- レビューに習熟した担当者の配置
- AIモデルの劣化有無の検証
- 実運用での継続学習による精度向上 等

【具体例】

- リスクアセスメントを前提に、下記対応を行うこと
- リスク低減のための対策（レイアウト調整等）
 - 誤検知が生じやすい作業の回避等の措置
 - 作業員に対する指導教育 等

AI開発者・提供者の責任

- 安全性を発揮・維持するための設計上の措置
- AI利用者への情報提供等の説明上の措置

【具体例 (※1)】

- 実運用条件に近い環境での精度や安定性の検証
- 検出が難しい条件(サイズ/位置/材質等)の抽出 等

【具体例】

- 安全性に影響する重大なバグを生じさせないこと
- 必要な範囲でフェールセーフ機構の搭載
- 機能、性能、メンテナンス方法の説明 等

※1 想定事例5では、他の事例と異なりAI利用者がAI提供者としての地位を兼ねている点に留意が必要である。

【具体例】

- 依拠／代替型AIに該当する場合
 - 望ましい精度や安全性を満たしたAIシステムの採用や業務プロセスの適切な構築、AIによる回答であることの表示 等
- 補助／支援型AIに該当する場合
 - AIの出力の適切性を検討することや出力内容を検証する人員体制の整備 等

【具体例】

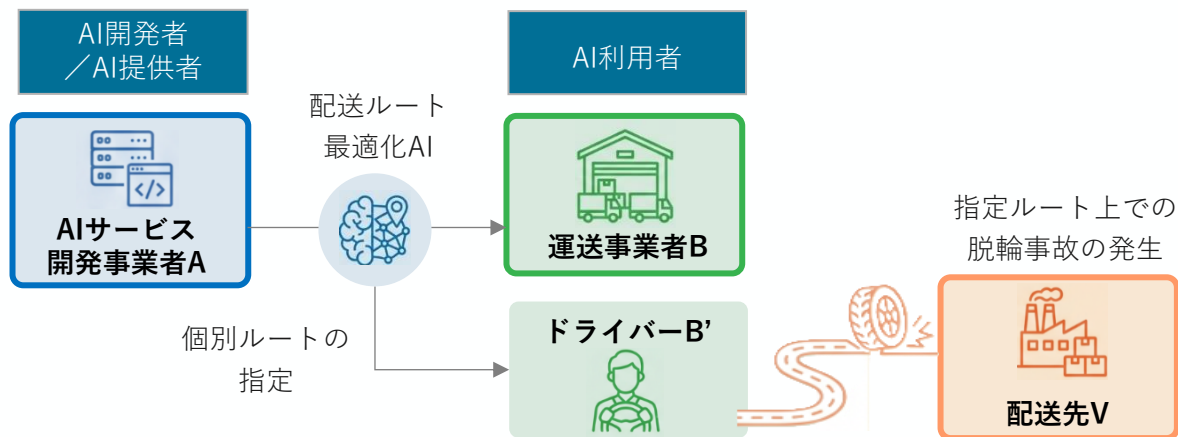
- 依拠／代替型AIに該当する場合
 - AIが外部の情報やツールを適切に扱うことを含めた必要な設計上の措置やリスクコントロールのための重要な事項の説明 等
- 補助／支援型AIに該当する場合
 - AIの機能や利用場面、利用方法、重要なリスク等に関する説明 等

※2 現時点で当事者の責任を個別具体的に整理することは困難であるが、本手引きの枠組みがAIエージェントに関する責任の評価を行うに当たっても基礎となることを整理した。

想定事例1：配送ルート最適化AI【補助／支援型AI】

事例の概要

- 運送事業者Bは、AIサービス開発事業者Aが提供する配送ルート最適化AIを使用していた。AはBに対して、最終的な道路の安全性はドライバーが確認すべきことを説明し、Bも各ドライバーに現場での安全確認を指導していた。
- ある日、ドライバーB'がスケジュール遅延を懸念し、AIが示した悪路（最適ルート）に従ったところ、脱輪し、遅配及び配送先Vの荷物の損壊が発生した。



責任評価の方向性

■ AIの位置づけ

配送ルート最適化AIは一面において安全性向上のための機能を有するが、個々の局面における安全判断を包含するものではなく、**ドライバーが行うべき認知や判断を代わりに行っているとはいえない**ため「補助／支援型AI」に該当する。

■ AI利用者（B・B'）の責任

AIの出力を援用したことは、B'がドライバーとして安全に走行すべき注意義務の水準を変化させない。

狭隘な道路の危険性は一般に認識しやすく、**特段の事情がない限りB'の過失が肯定されやすい**。B'に過失が認められる場合、Bは使用者責任を負う。

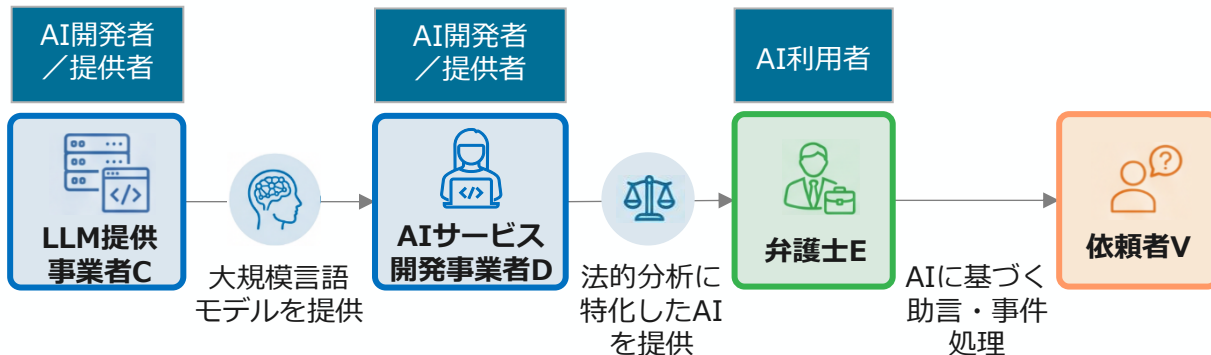
■ AI開発者・提供者（A）の責任

AIの機能・特性、最終的な安全性をドライバーにおいて確認すべきことを説明している場合、必要な説明の不足と評価される可能性は低い。このような説明を行っている限り、ドライバー自らの判断で安全な経路を選択することが予定されており、**AがVに対して責任を負うことは想定し難い**。

想定事例2：弁護士業務支援AI【補助／支援型AI】

事例の概要

- AIサービス開発事業者Dは、LLM提供事業者Cのモデルを用いて弁護士業務支援AIサービスを構築し、弁護士Eに対して提供していた。
- Eは、依頼者Vから相談を受けた案件の法的分析を当該AIに求めたところ、AIは主張が認められる可能性が高いという結論を出力した。
- Eは、自ら調査をすることなくAIの出力を信頼して対応を進めたが、AIは架空の裁判例を複数引用しており、最終的に敗訴し、依頼者Vに損害が発生した。



責任評価の方向性

■ AIの位置づけ

機能的には弁護士の業務遂行上の認知・判断に近い側面を含むが、弁護士法72条に規定される行為態様で弁護士の判断を介在させずにAIを提供する場合、同条に抵触する可能性があることも踏まえると、「補助／支援型AI」に該当する。

■ AI利用者（E）の責任

AIの出力を援用したことは、弁護士であるEが専門家として求められる注意義務の水準を変化させない。

依頼者の立場を裏付ける裁判例の实在性は、事件処理において非常に重要であり、自ら調査・確認を行わず、AIの出力のみに依拠したEの善管注意義務違反ないし過失が否定されることは考えにくい。

■ AI開発者・提供者（C・D）の責任

各主体が提供するサービスの機能・性能、使用方法、重要なリスク等を説明している限り、最終的にE自らの責任で判断することが役割分担として予定されており、C・DがVに対して責任を負うことは想定し難い。

想定事例3：画像生成AI①【補助／支援型AI】

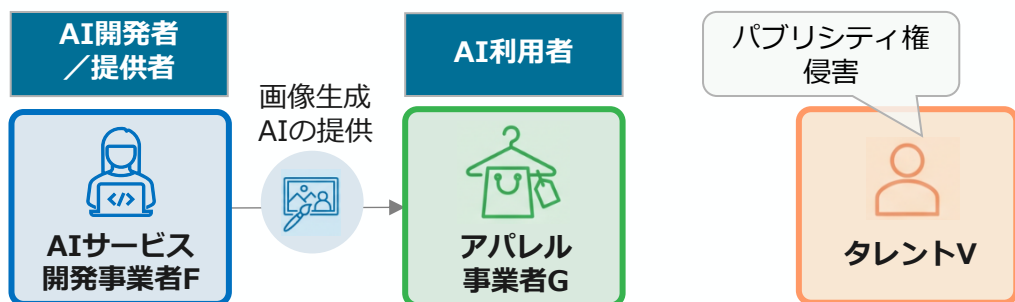
事例の概要

- AIサービス開発事業者Fは汎用的な画像生成AIを開発・提供し、アパレル事業者G（担当者G'）は、当該AIによって生成した画像を自社広告に利用した。

【事例a】 AI生成画像が著名なタレントVに酷似していたが、G'は気付かず利用した。

【事例b】 G'はAI生成画像がVに酷似していることに気付いた上で、販売促進目的で意図的に利用した。

【事例c】 Fが意図的に「著名人と同一・類似の肖像が高頻度で生成されるAI」を開発・販売した。



責任評価の方向性

■ AIの位置づけ

生成された画像はAI利用者の判断において利用することが予定されている。また、生成画像の内容によっては第三者のパブリシティ権侵害の可能性を内包するため、そのような画像を外部的に利用しないよう、**利用過程で人の評価・検証が必要**であり「補助／支援型AI」に該当する。

< 事例 a >

■ AI利用者（G・G'）の責任

著名なタレントに酷似している画像を広告に利用する行為は、**専ら顧客吸引力を利用する目的と評価され、調査・確認により回避可能であったとして過失が認められる可能性が高い。**

■ AI開発者・提供者（F）の責任

AI利用者が過失によりパブリシティ権を侵害した事例aでは問題となり難く、Fの責任が論点となるのは、後記事例b及び事例cのような場面に限られる。

想定事例3：画像生成AI②【補助／支援型AI】

責任評価の方向性

<事例b>

■ AI利用者（G・G'）の責任

意図的にパブリシティ権を侵害した場合であり、故意の不法行為が成立し、損害賠償請求が認められる。

■ AI開発者・提供者（F）の責任

G'の不法行為を容易にしたことによるFの幫助責任の成否については、①権利侵害の蓋然性や重大性、②侵害発生認識可能性が重要な要素となる。

FからAI利用者に対する注意・警告等により、AI利用者が当該AIを適切に利用しており、権利侵害行為が発生していない場合には①及び②のいずれも否定されるが、AI開発者の説明上の措置によっても適切な利用が行われていないと認められる場合には、以下のような観点から責任が評価される。

- ① 画像生成AIは多様な目的に用いることが可能であり、パブリシティ権侵害の蓋然性が典型的に高いとはいえない。他方、当該画像生成AIの機能やデータセットの規模等により、特定のプロンプトに対して再現性を持って著名人の肖像を生成するような傾向となっているような場合には、権利侵害の蓋然性が高いと評価される可能性も否定はできない。
- ② 多様な目的に利用できる画像生成AIについては、パブリシティ権侵害の認識可能性が直ちに高いとはいえない。権利者からのクレームなど、権利侵害の具体的な認識があったか否かが重要となる。

Fは一定の権利侵害防止措置を講じており、本件以外にVと類似した画像が生成されていないことから、①権利侵害の蓋然性や重大性、及び、②侵害発生認識可能性のいずれも存在せず、幫助責任は成立しないと考えられる。

想定事例 3：画像生成AI③【補助／支援型AI】

責任評価の方向性

<事例 c>

■ AI開発者・提供者（F）の責任

著名人と同一・類似の画像を容易に生成できる画像生成AIを、当該容易性をセールスポイントとして販売するような場合、最高裁判例が示した専ら肖像等の有する顧客吸引力を利用することを目的とした3類型と実質的に同一の行為として、AIの提供行為そのものがパブリシティ権侵害と評価される可能性がある。

想定事例4：取引審査AI①【補助／支援型AI】

事例の概要

- AIサービス開発事業者Hは、賃貸物件の入居申込者の信用スコアを算出する審査AIを開発・提供している。全国的に不動産賃貸業を展開するIは上記AIサービスを導入し、審査業務を効率化・省人化している。

【事例a】

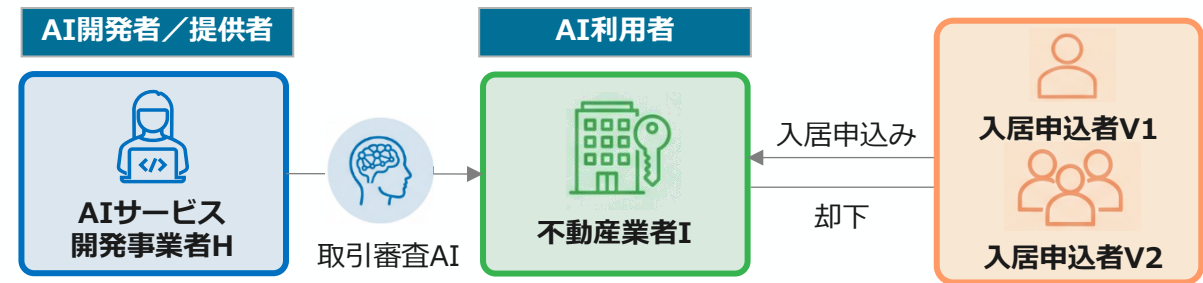
- ✓ 上記AIには、女性を著しく不利に取り扱いやすい統計的バイアスが含まれていたが、Hは是正措置を取らず、ユーザーに対する説明も行っていなかった。
- ✓ 入居申込者の女性V1について、AIが不合格と判定したため、当該バイアスを認識していなかったIの担当者I'はAIの判断を援用し、V1の申込みを却下した。

【事例b】

- ✓ 雇用形態など差別に繋がりづらい要素を評価するAIを用い、バイアス管理も行っていたが、AIが意図せず特定地域への居住をリスク要因として学習した。

【事例b】 (左から続く)

- ✓ H・Iは、モニタリングで上記バイアスを検知し、当該地域の申込者については人による審査を行う等の対応をとった。



責任評価の方向性

■ AIの位置づけ

機能的には取引審査上の判断を代替し得るが、AIの出力に含まれ得るバイアスを援用しないよう、**利用過程における人の評価や検証が必要**であり「**補助／支援型AI**」に該当する。

想定事例4：取引審査AI②【補助／支援型AI】

責任評価の方向性

<事例 a>

- **権利侵害性** (AIの出力が法的評価として人格権侵害に該当するか)
 - ✓ 全国的な事業展開による影響範囲の大きさ、性別を過度に重視する評価傾向、是正措置がないこと、審査上必要性のない評価傾向であること等は、権利侵害の可能性を高める。
 - ✓ 評価傾向の審査目的との関係での合理性を説明できない場合や不利益緩和措置が講じられていない場合には、権利侵害と評価される可能性がある。
- **AI利用者 (I) の責任**
 - ✓ 個々の出力にバイアスの観点から問題があるかを発見することは困難な場合が多い。
 - AIモデル全体の公平性に関して合理的に可能な範囲で確認を行い、リスクに応じた人の判断の介在やAIの導入の適否の検討を行うことが求められ得る。
- **AI開発者・提供者 (H) の責任**
 - ✓ 把握しているバイアスのリスクについて合理的な範囲での軽減措置等や、残存リスクについての説明が重要となる。

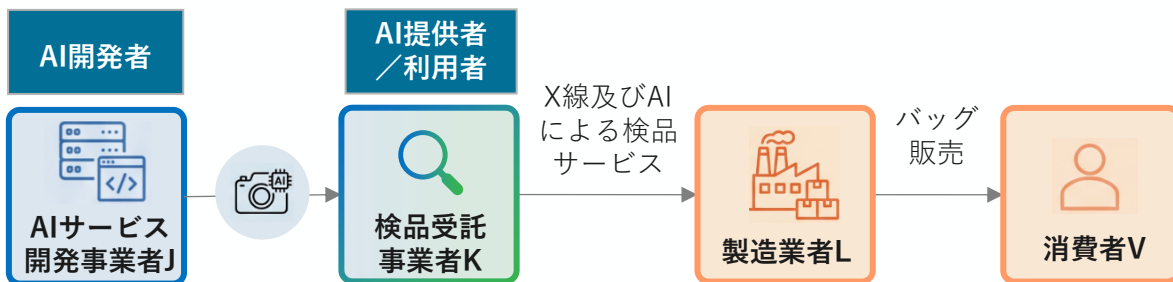
<事例 b>

- **権利侵害性** (AIの出力が法的評価として人格権侵害に該当するか)
 - ✓ 評価傾向が、審査において通常考慮される要素（就労形態、職種、収入等）によって説明できる場合、権利侵害と評価されない可能性が高まる。
- **AI利用者 (I) の責任**
 - ✓ AI導入後に生じたバイアスであり、当該バイアスを予見して何らかの措置を検討することは困難と考えられる。
 - ✓ AI提供者と連携して、出力結果のフィードバックやモニタリングなどの措置を講じていたかが重要となる。
- **AI開発者・提供者 (H) の責任**
 - ✓ 開発過程やサービス提供開始時点でバイアスのリスクを予見して緩和措置等を検討することは困難と考えられる。
 - ✓ 利用者からのフィードバックを踏まえた定期的な評価、継続的なモニタリング等の措置を講じていたかが重要となる。

想定事例5：外観検査AI【依拠／代替型AI】

事例の概要

- 検品受託事業者Kは、AIサービス開発事業者Jが開発した画像認識AIを、X線検査装置と組み合わせた高精度な検品サービスを提供している（特定条件下で異物検出率約98%）。
- バッグ製造業者LがKの検品サービスを利用していたが、バッグに混入したカッターナイフの刃先を非常に低い確率で見逃し、消費者Vが負傷した。



AIの位置づけ

上記AIは迅速かつ大量の処理を可能とし、かつ高精度な検出率を備え同種業務の通常人の作業水準と同等以上と評価できることから「依拠／代替型AI」に該当し得る。

責任評価の方向性

■ AI提供者・利用者（K）の責任

- ✓ **AIシステムを組み入れた業務プロセスの適正な構築**
人による関与を行うべき範囲の適切な設定やレビューに習熟した担当者の人員を配備していたか。
- ✓ **リスクを可能な限り低減しながらの運用**
AIモデルの劣化有無の検証や実運用において生じた異物や誤検知を継続学習させて、AIモデルの精度を高めていたか。
→上記の観点において過失が認められない場合、個別の場面で誤検知があったとしても、AIの出力を全件検証して是正するまでの結果回避義務は負わないと考えられる。

■ AI開発者（J）の責任

- ✓ **誤検知の可能性を可能な限り低減する設計**を行っていたか。
- ✓ **リスクコントロールのための重要な事項について説明**していたか。
→同種業務における通常人の作業水準、J・K間の契約内容を踏まえて精度を評価し、AIがこれらに適合している場合にはJの責任が生ずる可能性は低い。

想定事例6：自律走行ロボット（AMR） ①【依拠／代替型AI】

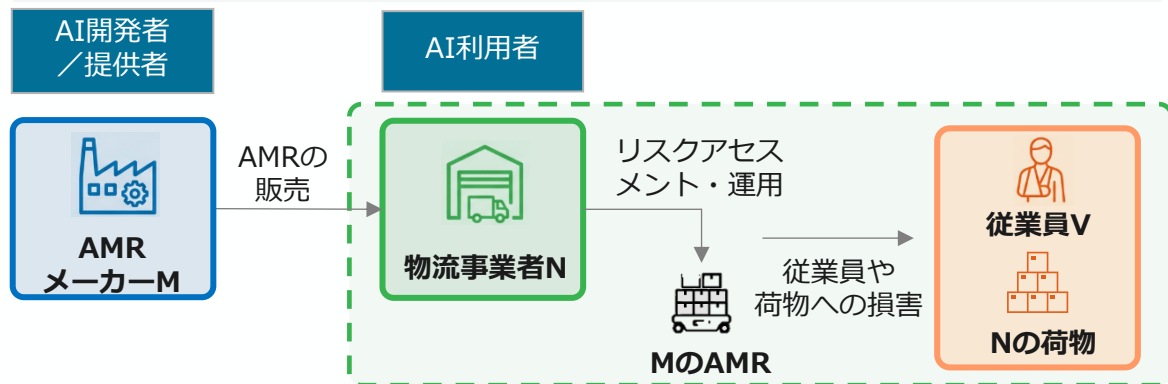
事例の概要

- 物流業者Nは、メーカーMが製造したAMRをリスクアセスメント実施の上で導入し、人と協働する現場で稼働。当該AMRは長期間に亘り安全に稼働したが、あるとき、以下の事故が発生。

【事例a】 AMRが従業員Vに衝突し、Vが負傷。

【事例b】 AMRの引渡し後、ソフトウェア・アップデートによって重大なバグが混入し衝突事故が発生。

【事例c】 AMRにトラブルシューティング用AIと表示用タッチパネルが搭載されていたが、誤った診断が表示され、作業員が従った結果、機体が発火して延焼。



責任評価の方向性

■ 自律走行機能の位置づけ

人だけでは困難であった業務の遂行が可能となり、利用環境の制限等により同種業務の作業水準と同等以上の安全性を発揮し得るため「依拠／代替型システム」に該当し得る。

<事例 a >

■ Mの製造物責任：衝突の態様により評価が分かれる

- ✓ ソフトウェアのバグにより保護停止機能が発揮されず事故が生じた場合には、設計上の欠陥に当たる可能性が高い。
- ✓ メンテナンス不足等の環境要因により事故が発生した場合、センサ感度の異常を検知・警告するフェールセーフ機能の具備やメンテナンス方法の説明など事故回避のための情報提供が行われていれば、欠陥と評価される可能性は低い。

想定事例6：自律走行ロボット（AMR）②【依拠／代替型AI】

責任評価の方向性

<事例 a>

■ 事故を防止するうえでのN及びVの責任

- ✓ **Nの責任**：機体の適切なメンテナンス、誤検知が生じやすい荷物の運搬の回避、臨時トラブル対応時のAMRの稼働休止等を怠っていた場合、安全配慮義務違反と評価される可能性がある。
- ✓ **Vの過失**：事故との関係でVに過失が認められる場合、過失相殺として損害賠償額が減額され得る（【事例c】も同様）。

<事例 b>

■ Mの製造物責任

欠陥判断の基準時は一般に引渡し時と解されているところ、引渡し後のアップデートによる不具合を考慮できるか。

- ✓ **見解1**：引渡し時にアップデートによる不具合の潜在的な原因があった場合、欠陥が存在したと評価し得る。
- ✓ **見解2**：アップデートが予定されている製品の場合、最終アップデート時点までの影響を考慮し得る。

<事例 c>

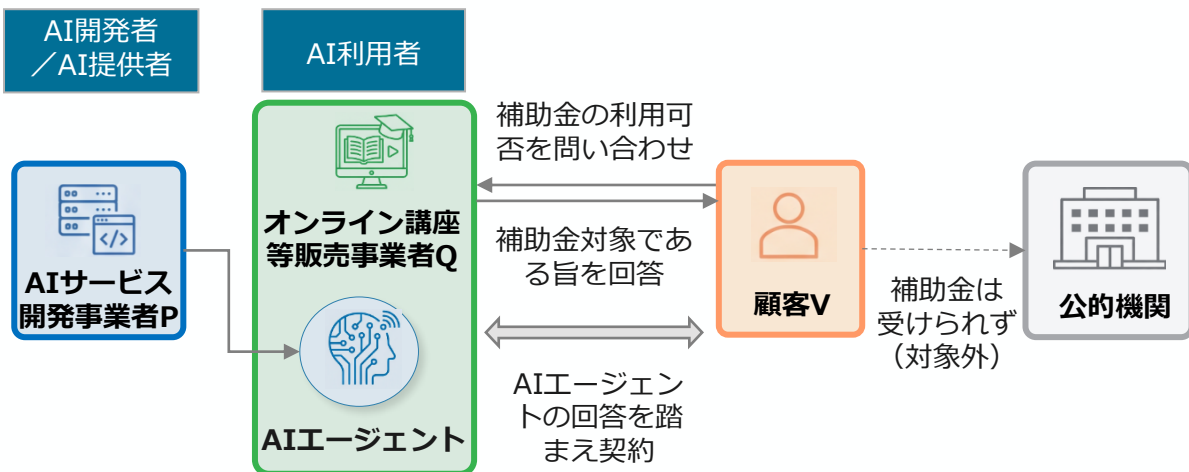
■ Mの製造物責任

- ✓ **依拠／代替型AIに該当する場合**：通常の技術者の判断・行動と比較してAIの出力の安全性を評価する。また、従業員が危険な設定変更をできないようアクセス制限等を講じていない場合、設計上の欠陥と評価される可能性がある。
- ✓ **補助／支援型AIに該当する場合**：機能や利用場面、利用方法等についての指示・警告が求められる。また、上記と同様にアクセス制御等を講じていない場合、設計上の欠陥と評価される可能性がある。

想定事例7：補論 - AIエージェント①【依拠／代替型AI・補助／支援型AI】

事例の概要

- オンライン講座等販売事業者Qは、AIサービス開発事業者Pが開発した、外部情報等にアクセスして出力に反映する機能等を有するカスタマーサポート向けAIエージェントを導入した。
- 顧客VがQの講座が公的補助の対象になるか質問したところ、当該AIが補助の対象になるという誤った回答をした。Vが受講を申し込んだところ、あとから補助の対象とならないことが発覚した。



責任評価の方向性

■ AIの位置づけ

- ✓ 依拠／代替型AI・補助／支援型AIのいずれにも該当し得る。
- ✓ 待ち時間削減や夜帯の対応の柔軟性向上等の一部の**業務判断をAIに委ねる必要性**があり、業務プロセス全体で高い回答精度が担保される等の**同種業務に従事する通常人と同等以上の水準の品質・精度が発揮**されている場合には「依拠／代替型AI」に該当し得る。
- ✓ **AIの回答精度が十分でない等の理由**により「補助／支援型AI」に該当する場合もある。

■ AI利用者（Q）の責任

- ✓ **依拠／代替型AIに該当する場合**
 - Qの注意義務は、AIシステムを組み入れた業務プロセスの適正な構築及び運用に関する義務へと転換する。
- ✓ **補助／支援型AIに該当する場合**
 - AIの出力の適切性を検討することや出力内容を検証する人員体制の整備等が論点となる。

想定事例7：補論 - AIエージェント②【依拠／代替型AI・補助／支援型AI】

責任評価の方向性

■ AI開発者・提供者（P）の責任

✓ 依拠／代替型AIに該当する場合

- AIが外部の情報やツールを適切に扱うことを含めた必要な設計上の措置や、人の関与を介在させるべき範囲を検討した上での適切な利用方法の説明等が論点となる。

✓ 補助／支援型AIに該当する場合

- 最終的な出力の当否をAI利用者が検証・是正することを前提に、AIの機能や利用場面、利用方法、重要なリスク等に関する説明を行ったか等が論点となる。

1. 本手引きの目的及び検討対象
2. AIの類型に応じた責任判断の方向性
3. 各想定事例における責任判断の考え方
4. **立証や手続に関する論点**

立証や手続に関する論点（1）立証上の論点

- AIの専門技術性や証拠の偏在により、被害者（原告）が一般不法行為の「過失」や製造物責任の「欠陥」等の要件を主張立証するに際しての困難が見込まれる。
- この場合、既存の制度及び法理に関するAI事案への適用可能性が論点となる。

文書提出命令（民訴法223条1項）

- AIの開発・提供・利用過程で作成された文書には営業秘密も含まれており、「技術又は職業の秘密」に基づく提出義務の免除が争点となる。
- 所持者に与える不利益の内容・程度等と証拠としての必要性等の諸事情を比較衡量して判断される。

過失の事実上の推定

- 過失の推定は例外的に適用されるべき法理である上、事案ごとの個別具体的な検討を要する。
- AIの文脈でも、証拠の偏在、法益侵害の重大性、被告による一定の行為義務違反、高度の不確実性等を総合的に考慮し、原告が主張立証責任を負う原則を修正することが許容される程の例外的事情がある場合には、適用が検討される事案はあり得る。

欠陥の事実上の推定

- 「通常の用法」で使用していたが、身体・財産に被害を及ぼす「異常」が発生したことをもって欠陥を推定する法理。
- 自律的に稼働する機械やロボット等の場合、意図した設計による挙動か「異常」な挙動かの判断が困難な場合があり、技術的・複雑性に対応する法理の整理が今後の課題となる。

因果関係の認定

- 損害発生リスクが統計的にしか把握できない場合、因果関係の有無の判断が困難となることが想定される。統計的なリスクの大きさ自体で高度の蓋然性の立証に至らない場合でも、これを基礎づける事情の一つとなり得る。
- 上記事実認定による解決が困難な場合、確率に応じた損害額の認定等の従来解釈論が参考となるが、適用範囲は限定的であり慎重な検討を要する。

立証や手続に関する論点（２） 国際的な紛争に関する手続上の論点

- AIサービスの開発・提供・利用が国境を跨いで行われるケースが増加しており、海外事業者との間で紛争が生じた場合、以下の手続上の論点が問題となる。
- 経産省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の考え方が援用可能。

① 国際裁判管轄 (どの国の裁判所に訴えを 提起できるか)

- 被告の住所等、訴えの種類、当事者の合意等によって判断される。
- 訴えの種類が不法行為に基づく請求の場合、海外事業者が日本語でサービスを提供する等「日本において事業を行う者」であったり、「不法行為があった地」が日本といえる場合、日本の裁判所に管轄権が認められ得る。

② 準拠法 (どの国の法令が適用されるか)

- 不法行為に基づく請求の場合、原則として「加害行為の結果が発生した地の法」が適用され、権利侵害の結果が日本で生じている場合、日本法が準拠法となる。
- 名誉・信用毀損の場合、被害者の常居所地法（法人等の場合は主たる事業所の所在地法）が準拠法となる。

③ 外国判決・外国仲裁判断の 承認・執行

- 外国判決・外国仲裁判断を日本で執行する場合、日本の裁判所に訴えや申立てを行うこととなる。
- 内容が日本の公序良俗に反しない等の一定の要件を満たす場合、執行を行うことができる。

本資料は手引きの内容を網羅的に示したものではなく、その概要を示す目的の下、事実関係や解説を省略して作成しているため、詳細については必ず手引き本体を確認されたい。

AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き
概要資料

令和8年4月

経済産業省商務情報政策局情報経済課
同局情報産業課AI産業戦略室